

第一三回

参第九号

水道法（案）

目次

第一章 総則（第一条 第四条）

第一条 （目的）

第二条 （用語の定義）

第三条 （施設基準）

第四条 （責任技術者による技術管理）

第二章 水道事業（第五条 第二十七条）

第五条 （事業経営の届出及び特許）

第六条 （事業の休止、廃止及び譲渡）

第七条 （特許又は許可の条件）

第八条 （届出又は特許の申請及び工事着手の制限）

第九条 （事業計画変更の届出及び許可）

第十条 （工事設計変更命令）

第十一条 （公共用地の使用）

第十二条 （国の補助）

第十三条 （使用開始前の検査及び使用の許可）

第十四条 （給水義務）

第十五条 （供給規程の設定及び公示）

第十六条 （供給規程の遵守義務）

第十七条 （消防用水利施設の費用の補償及び消防用水の料金）

第十八条 （水質基準）

第十九条 （水質検査）

第二十条 （衛生上の措置義務）

第二十一条 （健康診断）

第二十二条 （検査の請求）

第二十三条 （表示義務）

第二十四条 （給水装置の工事）

第二十五条 （水源保護地域の指定及び解除）

第二十六条 （水源保護地域内の禁止及び制限行為）

第二十七条 （既存の権利の収用等）

第三章 専用上水道（第二十八条 第三十一条）

第二十八条 （専用上水道の届出）

第二十九条 （工事設計変更命令）

第三十条 (使用開始前の検査及び使用の許可)

第三十一条 (専用上水道への準用規定)

#### 第四章 調整及び監督(第三十二条 第三十七条)

第三十二条 (水の需給調整)

第三十三条 (訴願)

第三十四条 (裁定の申請)

第三十五条 (工事の停止及び施設の使用禁止)

第三十六条 (特許の取消)

第三十七条 (報告及び立入検査)

#### 第五章 補則(第三十八条・第三十九条)

第三十八条 (主務大臣の権限の特例)

第三十九条 (書類の経由庁)

#### 第六章 罰則(第四十条 第四十九条)

第四十条 第四十五条 (刑罰)

第四十六条・第四十七条 (行政罰)

第四十八条 (両罰規定)

第四十九条 (国又は地方公共団体に対する罰則の適用方法)

#### 附則

1 (施行期日)

2 (水道条例の廃止)

3 (旧法による認可及び許可の効力)

4・5 (旧法による認可申請及び許可申請の取扱)

6 (水道事業経営の経過措置)

7 (専用上水道の届出期間)

8 (給水の継続)

9 (改良命令)

10 (施設の使用禁止)

11・12 (罰則)

13・14 (責任技術者の資格の特例)

15 (責任技術者の兼任)

16 (消防用施設関係法規の経過的適用除外)

17 (土地収用法の一部改正)

18 (消防法の一部改正)

19 (土地調整委員会設置法の一部改正)

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、水道の布設及びその管理を適正にするとともに、水道事業を保護育成することによつてその普及と健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において使用する用語の定義は、左の各号に定めるところによる。

- 一 「水道」とは、飲用その他の日常生活、業務、消防又は鉱工業等の需要に応じて水を供給する施設で配水管の設備を有するものの総体及び導管等の設備によつてこれに水を供給する施設の総体いう。
- 二 「水道事業」とは、不特定の者の需要に応じて水道により水を供給する事業をいう。
- 三 「水道事業者」とは、水道事業を経営する者をいう。
- 四 「上水道」とは、水を人の飲用に適する水として供給する水道をいう。
- 五 「専用上水道」とは、自家用、社宅用その他特定の者の需要に対して水を供給する上水道で、その規模が五百人以上の者に対する給水能力を有するものをいう。
- 六 「水道施設」とは、水道のための取水、貯水、浄水、送水又は配水の施設をいう。
- 七 「給水装置」とは、需給者が水の供給を受けるために配水管から分けられた給水管及びこれに接続する給水用具をいう。
- 八 「水源」とは、河川、湖沼、池、ゆゑ泉、伏流水、井戸等の水で水道用水の供給源をなすものをいう。
- 九 「布設」とは、新設並びに給水区域、給水人口、給水量、水源又は浄水方法の変更に係る増設及び改造をいう。

(施設基準)

第三条 水道施設は、左に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 取水施設及び貯水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れ、又は貯水することができるように設置すること。
  - 二 浄水施設は、原水の質及び量に応じて適当な沈でん池、ろ過池、消毒装置その他水の浄化に必要な設備を設ける外、上水道にあつては第十八条(水質基準)の規定による水質基準に適合する浄水を得ることができるように設置すること。
  - 三 送水施設は、ポンプ、送水管その他送水に必要な設備を適当に設け、必要量の水を送ることができるように設置すること。
  - 四 配水施設は、配水池、ポンプ、配水管その他配水に必要な設備を適当に設け、必要量の水を一定以上の圧力で連続供給ができるように設置すること。
- 2 水道施設の構造は、公共の安全のため十分な耐力を有し、且つ、水質が汚染されないように防水、排水等を考慮して築造されなければならない。
  - 3 水道施設の位置及び配列は、水理条件その他機能上の効率、相互間の有機的関連等を考慮し、且つ、その建設及び維持管理ができるだけ容易なようになされなければならない。

4 前三項に規定するものの外、水道施設の建設に関して必要な技術的基準は、省令で定める。

(責任技術者による技術管理)

第四条 水道の布設については、水道事業者及び専用上水道の設置者は、左の各号の一に掲げる資格を有する責任技術者にその技術上の業務を担当させなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において、衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、水道に関して二年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による大学において、土木工学科又はこれに相当する課程により衛生工学又は水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、水道に関して三年以上の実務の経験を有する者

三 学校教育法による短期大学、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又は文部大臣がこれらの学校に準ずるものと認めた学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、水道に関して五年以上の実務の経験を有する者

四 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校又は文部大臣がこれらの学校に準ずるものと認めた学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、水道に関して七年以上の実務経験を有する者

五 水道に関して十年以上の実務の経験を有し、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 上水道の水道事業者及び専用上水道の設置者は、左の各号の一に掲げる資格を有する責任技術者を置き、水道の管理について技術上の業務を担当させなければならない。

一 前項各号に掲げる者

二 前項に掲げる学校において、土木工学以外の工学、理学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業し、且つ、それぞれ同項第一号の学校を卒業した者については五年以上、同項第三号の学校を卒業した者については七年以上、同項第四号の学校を卒業した者については九年以上の水道に関する実務の経験を有する者

3 前二項に規定する責任技術者の資格については、都道府県知事の認定を受けなければならない。

4 前項の規定による都道府県知事の認定は、他の都道府県においてもその効力を有する。

## 第二章 水道事業

(事業経営の届出及び特許)

第五条 地方公共団体は、主務大臣に届け出て水道事業を営むことができる。但し、市町村（特別市及び特別区を含む。以下同じ。）又は市町村の組合が営もうとする上水道の事業の給水区域が他の市町村の区域にまたがるときは当該市町村の同意を、又、都道府県又は都道府県の組合が上水道の事業を営もうとするときは給水区域をその区域に含む市町村の同意を得なければならない。

2 地方公共団体以外の者は、主務大臣の特許を受けた場合に限り水道事業を営むことができる。但し、上水道の事業の場合にあつては、給水区域をその区域に含む市町村の同意を得なければならない。

3 前二項但書の市町村の同意については、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（事業の休止、廃止及び譲渡）

第六条 地方公共団体以外の水道事業者は、主務大臣の許可がなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 水道事業の全部又は一部の譲渡及び譲受は、地方公共団体以外の者が譲受人である場合には主務大臣の許可を受けなければならない。

3 前項の許可の申請は、譲渡人及び譲受人連署の上、譲受人の事業計画書を添えてしなければならない。

4 主務大臣は、第一項又は第二項の許可をしようとするときは、あらかじめ給水区域をその区域に含む市町村の意見を聞かなければならない。

5 地方公共団体である水道事業者は、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 地方公共団体は、他の水道事業者から水道事業の全部又は一部を譲り受けたときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

7 水道事業の譲渡があつた場合においては、これを譲り受けた者が地方公共団体である場合には前項の届出が受理されたときに、地方公共団体以外の者である場合には第二項の許可があつたときに、それぞれその者に対して、前条の規定による水道事業経営の届出がなされ、又は特許があつたものとみなす。

（特許又は許可の条件）

第七条 主務大臣は、水道事業の経営を特許し、又は水道事業の譲渡及び譲受を許可する場合には、必要を条件を付けることができる。

（届出又は特許の申請及び工事着手の制限）

第八条 水道事業経営の届出又は水道事業経営の特許の申請は、事業計画書、工事設計書その他省令で定める書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 地方公共団体は、主務大臣が前項の届出を受理した日から四十日を経過した後でなければ工事に着手してはならない。但し、第十条（工事設計変更命令）の規定による命令があつたとき、又は同条の規定による命令をしない旨の通知があつたときは工事に着手

することができる。

(事業計画変更の届出及び許可)

第九条 給水区域、給水人口、給水量、水源又は浄水方法についての変更を内容とする事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ事業計画書、工事設計書その他省令で定める書類を添えて、地方公共団体である水道事業者にあつては主務大臣に届出をし、特許を受けた水道事業者にあつては主務大臣に許可の申請をしなければならない。この場合において、給水区域の変更を内容とするときは、新たに給水区域となる市町村の同意について第五条第一項但書(地方公共団体の事業経営に必要な市町村の同意)、第二項但書(地方公共団体以外の者の事業経営に必要な市町村の同意)及び第三項(市町村の同意の方法)の規定を準用する。

2 前条第二項(工事着手の制限)の規定は、前項の場合に準用する。但し、同項中「四十日」とあるのは、「三十日」と読み替えるものとする。

(工事設計変更命令)

第十条 主務大臣は、地方公共団体の届出に係る水道の工事設計が第三条(施設基準)に規定する施設基準に照して不相当であると認めるときは、届出を受理した日から四十日以内に、その設計の変更を命ずることができる。当該届出が上水道に係るものである場合においては、その工事設計が第十八条(水質基準)に規定する水質基準に適合する水を供給するのに不相当であると認めるときも同様とする。

(公共用地の使用)

第十一条 水道事業者は、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共の用に供せられる施設又は土地に水道施設を設ける必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可又は承認を受けてその施設又は土地を使用することができる。

2 管理者が正当な理由がなく前項の許可又は承認を拒んだときは、当該施設又は土地の管理に関する事務の主務大臣は、水道事業者の申請により、その使用を許可することができる。

(国の補助)

第十二条 国は、水道を布設する必要があると認めるとき、又は災害による水道の損傷を復旧する場合において必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その工事に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、都道府県が水道の布設に関して行う補助に要する費用について、政令の定めるところにより、当該都道府県に対し、その経費の一部を補助することができる。

(使用開始前の検査及び使用の許可)

第十三条 水道事業者は、水道を新設し、又は第九条(事業計画変更の届出及び許可)に規定する事業計画の変更に伴う水道施設の増設若しくは改造をしたときは、当該施設の使用開始前に都道府県知事(給水区域が他の都道府県にまたがっている場合には主務大臣。以下第二項において同じ。)の検査を受けなければならない。

2 水道事業者は、前項の検査の結果により都道府県知事が当該施設の使用を許可した後でなければ、その施設を使用して給水を開始してはならない。

3 都道府県知事は、前項の許可をしたときは、検査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

(給水義務)

第十四条 水道事業者は、届出、特許又は許可に係る事業計画に定める給水区域に居住する者に対して、正当な事由がなければ給水を拒んではならない。

(供給規程の設定及び公示)

第十五条 水道事業者は、料金その他の供給条件について供給規程を定めなければならない。

2 水道事業者が地方公共団体であるときは、前項の供給規程は、条例で定めなければならない。

3 地方公共団体以外の水道事業者が第一項の供給規程を設定し、又は変更しようとするときは、給水区域を管轄する都道府県知事(給水区域が他の都道府県にまたがっている場合には主務大臣。以下第四項において同じ。)の認可を受けなければならない。

4 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ給水区域をその区域に含む市町村の意見を聞かなければならない。

5 水道事業者は、供給規程をその実施の日までに事務所その他の事業場において、公衆の見易いように掲示する等の方法により関係者に周知する措置をとらなければならない。

(供給規程の遵守義務)

第十六条 水道事業者は、供給規程に定める供給条件に従つて水を供給しなければならない。

2 第三十二条(水の需給調整)の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な事由があつてやむを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、給水を制限し、又は停止することができる。

3 前項の場合においては、やむを得ない事情がある場合の外、給水を制限し、又は停止しようとする地域及び期間をあらかじめ関係者に周知する措置をとらなければならない。

(消防用水利施設の費用の補償及び消防用水の料金)

第十七条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十条第二項(消防用水利施設の設置者)の市町村は、水道事業者が同項但書の規定により設置し、管理する消火栓その他消防に必要な水利施設の設置及び管理に要する費用を補償するため、当該水道事業者との協議によりこれに相当の金額を交付しなければならない。この場合においては、その交付金は、消防に関する経費を負担する会計から支出するものとする。

2 水道事業者は、消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

(水質基準)

第十八条 上水道によつて供給される水の質は、左の各号に掲げる要件を満たしているも

のでなければならない。

- 一 病原生物又はシヤン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 二 汚染の事実を示す生物又は物質を含まないこと。
- 三 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 四 異常な臭味がないこと。但し、消毒による臭味を除く。
- 五 外観はほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、省令で定める。

(水質検査)

第十九条 水道事業者は、省令の定めるところにより、定期的に、上水道によつて供給する水が前条に規定する水質基準に適合するかどうかについて、水質検査を行わなければならない。

- 2 前項の場合の外、水道事業者は、こう水、伝染病の発生その他の事由により公衆衛生上必要があると認めるときは、臨時に同項に規定する水質検査を行わなければならない。
- 3 水道事業者は、前二項の規定による水質検査の結果により供給する水が前条に規定する水質基準に適合しないことを発見した場合には、すみやかにその水を水質基準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。
- 4 水道事業者は、第一項又は第二項の規定による水質検査の結果及び前項の規定による措置の要領を記載し、その記録を水質検査をした日(前項の規定による措置をした場合はその措置の日)から五年間保存しなければならない。
- 5 水質検査の実施に関して必要な事項は、省令で定める。

(衛生上の措置義務)

第二十条 水道事業者は、上水道によつて供給する水を第十八条(水質基準)に規定する水質基準に常に適合させるため、省令の定めるところにより、水道施設の管理並びに水の浄化及び消毒に関し、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(健康診断)

第二十一条 水道事業者は、省令の定めるところにより、上水道における取水場、浄水場又は配水池の作業に従事している者(以下作業従事者という。)並びに上水道における取水場、浄水場又は配水池設置場所の構内に居住している作業従事者の家族及び同居人について定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、同項の規定による健康診断の結果を記載し、その記録を健康診断を行った日から一年間保存しなければならない。

(検査の請求)

第二十二条 上水道によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、水質又は給水装置の検査を請求することができる。

- 2 水道事業者は、前項の請求があつたときは、すみやかに検査を行い、供給条件に適合しない事項があるときは、これを供給条件に適合させるために必要な措置をとらなければ

ばならない。

(表示義務)

第二十三条 上水道以外の水道により水の供給を行う水道事業者は、その水道により供給する水が飲用に適しないものである旨を一般の者に告知するために必要な措置をとらなければならない。但し、もつばら第二条第一号後段に規定する他の水道に対して水を供給する水道の水道事業者については、この限りでない。

(給水装置の工事)

第二十四条 上水道における給水装置の工事は、条例の定めるところに従って行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定に違反して行われた給水装置について、その所有者に対して改造を求め、又はその所有者の負担において自ら改造を行うことができる。

3 水道事業者は、条例の定めるところにより、第一項の工事を行うことができる者を限定することができる。

(水源保護地域の指定及び解除)

第二十五条 主務大臣は、水道事業のために特にその水源の水質を保護し、又は水量若しくは水位を保持する必要があると認めるときは、一定の地域を限つて水源保護地域に指定することができる。

2 主務大臣は、水源保護地域について、その指定の理由が消滅したと認めるときは、遅滞なくその部分について水源保護地域の指定を解除しなければならない。

3 都道府県知事又は水道事業者は、一定の地域を水源保護地域として指定すべき旨を、又、都道府県知事、水道事業者その他その指定の解除に直接の利害関係を有する者は、水源保護地域の指定を解除すべき旨を、それぞれ省令の定める手続に従つて主務大臣に申請することができる。

4 主務大臣は、第一項の指定又は第二項の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ公聴会を開いて関係者の意見を聞き、且つ、関係行政庁に協議しなければならない。

5 前項の規定による公聴会を開こうとするときは、公聴会の期日、場所及び事案の内容を一般に公告しなければならない。

6 主務大臣は、水源保護地域の指定又はその指定の解除をしたときは、その地域を公示しなければならない。

7 水源保護地域の指定は、公示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

(水源保護地域内の禁止及び制限行為)

第二十六条 水源保護地域内においては、何人も、伝染病の病原菌を含み又はその疑のある物を水源に投入してはならない。

2 水源保護地域内においては、都道府県知事(当該水道による給水区域と当該行為をしようとする場所が異なる都道府県に属する場合には主務大臣)の許可を受けなければ左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 下水又は工場若しくは事業場の廃液若しくは廃物を水源に投入する行為
  - 二 既設の水道施設による取水を著しく困難にする水位の低下又は水量の減少をきたし、又はきたすおそれのある行為
- 3 前項の規定は、左に掲げるものについては適用しない。
- 一 河川法（明治二十九年法律第七十一号）の規定による河川に関する工事及び同法第十七条から第十九条まで（河川使用等の許可）の規定に基く許可を受けた行為
  - 二 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の規定による砂防工事及び同法第四条（指定土地等における行為の禁止又は制限）の規定による制限に係る許可を受けた行為
  - 三 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の適用を受ける鉱業権者及び租鉱権者の行為
  - 四 前各号に掲げるものを除く外、当該水源保護地域の指定があつたときにおいて現に権利の行使として行つている行為
  - 五 前各号に掲げるものを除く外、当該水源保護地域の指定があつたときにおいて現に継続的な施設によつて行つている行為。但し、その指定のあつた当時における当該行為の程度をこえない限度のものに限る。
- 4 主務大臣又は都道府県知事は、第二項の許可を与えようとするときは、あらかじめ関係水道事業者の意見を聞かなければならない。
- 5 第二項の許可の基準に関して必要な事項は、政令で定める。
- 6 水道事業者は、第二項の規定により水源保護地域内における権利の行使につき制限を受けた者に対し、水源保護地域の指定によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。
- （既存の権利の収用等）

第二十七条 水源保護地域指定の際、現に当該地域内において行われている前条第三項第四号に掲げる行為が既設の水道に著しい損害を与えると認めた場合には、当該水道事業者は、当該権利を収用し、又は使用することができる。この場合における当該収用又は使用に関しては、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定を適用する。

- 2 水源保護地域指定の際、現に当該地域内において行われている前条第三項第五号に掲げる行為が既設の水道に著しい損害を与えると認めた場合には、当該水道事業者は、当該行為者に対して損害を防止するために必要な措置並びにこれに要する費用の分担又は損失補償の額及び方法について協議を求めることができる。この場合には、協議を求められた者はその協議に応じなければならない。
- 3 前項の当事者の協議が調わないとき又は協議をすることができないときは、都道府県知事（当該水道事業者が都道府県である場合及び当該水道による給水区域と前項に規定する行為の行われている場所が異なる都道府県に属する場合には主務大臣）は、当該水道事業者又は当該行為者の申請により損害を防止するために必要な措置、これに要する費用の分担又は損失補償の額若しくは方法について裁定をすることができる。

### 第三章 専用上水道

#### (専用上水道の届出)

第二十八条 専用上水道を設置しようとする者は、工事に着手する日から四十日前までに、工事設計書を添えて都道府県知事に届け出なければならない。給水量、水源又は浄水方法についての変更を内容とする工事をしようとするときも同様とする。

2 第八条第二項（工事着手の制限）の規定は、前項の場合に準用する。但し、第八条第二項中「四十日」とあるのは、前項後段の場合にあつては、「三十日」と読み替えるものとする。

#### (工事設計変更命令)

第二十九条 都道府県知事は、前条の届出に係る専用上水道の工事設計が第三条（施設基準）に規定する施設基準に照して不相当であると認めるとき、又は第十八条（水質基準）に規定する水質基準に適合する水を供給するのに不相当であると認めるときは、届出を受理した日から四十日以内にその設計の変更を命ずることができる。

#### (使用開始前の検査及び使用の許可)

第三十条 専用上水道の設置者は、専用上水道を新設し、又は給水量、水源若しくは浄水方法について変更を生ずるような施設の増設若しくは改造をしたときは、当該施設の使用開始前に都道府県知事の検査を受けなければならない。

2 第十三条第二項（使用の許可）の規定は、前項の場合に準用する。

#### (専用上水道への準用規定)

第三十一条 専用上水道については、第十八条から第二十条まで（水質基準、水質検査、衛生上の措置義務）の規定を準用する。

### 第四章 調整及び監督

#### (水の需給調整)

第三十二条 都道府県知事（関係地域が二以上の都道府県にまたがる場合には主務大臣）は、公共の利益を保護するために必要であり、且つ、適切であると認めるときは、水道事業者に対して期間、水量その他供給条件を定めて、水道施設内に取水した水を他の水道事業者に供給すべきことを命ずることができる。

#### (訴願)

第三十三条 第六条第一項から第四項まで（事業の休止、廃止及び譲渡）の規定による許可又は第十五条第三項（地方公共団体以外の水道事業者の供給規程の認可）の規定による認可の申請を拒否する処分に不服のある者は、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の定めるところにより訴願を提起することができる。

#### (裁定の申請)

第三十四条 第十一条第二項（公共用地の使用許可）の規定による処分、第二十五条（水源保護地域の指定及び解除）の規定による指定若しくはその解除をし、又は指定若しくは解除の申請を却下する処分、水源保護地域内における制限行為に係る許可若しくは不

許可の処分又は第二十七条第三項（水源保護地域内における水道に有害な行為に対する措置についての裁定）の規定による裁定（費用の分担及び損失補償に関する部分を除く。）に不服のある者は、土地調整委員会に裁定を申請することができる。

（工事の停止及び施設の使用禁止）

第三十五条 主務大臣は、水道事業者が第四条第一項（責任技術者による布設管理）、第五条（事業経営の届出及び特許）、第八条第二項（工事着手の制限）若しくは第九条（事業計画変更の届出及び許可）の規定又は第十条（工事設計変更命令）の規定に基く命令に違反したときは、当該水道事業者に対してその工事の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、専用上水道の設置者が第四条第一項（責任技術者による布設管理）若しくは第二十八条（専用上水道の届出）の規定又は第二十九条（工事設計変更命令）の規定に基く命令に違反したときは、当該専用上水道の設置者に対してその工事の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、水道事業者が第十三条第一項及び第二項（使用開始前の検査及び使用の許可）の規定に違反したとき、又は専用上水道の設置者が第三十条（使用開始前の検査及び使用の許可）の規定に違反したときは、その水道事業者又は専用上水道の設置者に対して当該水道施設の使用の禁止を命ずることができる。

（特許の取消）

第三十六条 主務大臣は、特許を受けた水道事業者が特許の条件に違反したとき、正当な事由がなく特許を受けた日から一年以内に工事に着手せず若しくは着手後一年以上その工事を中止したとき、又はこの法律の規定若しくはこれに基く命令若しくは処分に違反し、且つ、警告を発しても従わないときは、その特許を取り消すことができる。

2 特許を受けた水道事業者について前項に規定する事由があるときは、当該事業の給水区域をその区域に含む市町村は、主務大臣にその特許取消の処分を求めることができる。

3 主務大臣は、第一項の処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴問の期日及び場所を聴問の期日の二週間前までに、当該処分を受ける者に通知し、且つ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴問を行わなければならない。

4 聴問においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明し、且つ、有利な証拠を提出することができる。

5 主務大臣は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴問に応じなかつたときは、聴問を行わないで第一項の処分をすることができる。

（報告及び立入検査）

第三十七条 主務大臣又は都道府県知事は、水道の布設又は管理の適正を確保するため必要があると認めたときは、水道事業者又は専用上水道の設置者から工事施行の状況又は事業の計画若しくは経営について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所その他水道に係のある場所に立ち入らせ、工事の施行、水道施設、水質、

水圧、水量又は第十九条第四項（水質検査の記録）若しくは第二十一条第二項（健康診断の記録）の規定による記録を検査させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があつたときはこれを呈示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第五章 補則

（主務大臣の権限の特例）

第三十八条 水道事業のうち左に掲げるものについては、第五条（事業経営の届出及び特許）第六条（事業の休止、廃止及び譲渡）第八条（届出又は特許の申請及び工事着手の制限）第九条（事業計画変更の届出及び許可）第十条（工事設計変更命令）第三十五条第一項（水道事業者に対する工事停止の命令）及び第三十六条（特許の取消）の規定による主務大臣の権限は、当該水道事業の給水区域が他の都道府県にまたがらない場合に限り都道府県知事が行う。この場合には、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、それぞれ「都道府県知事」と読み替えるものとする。

- 一 上水道の事業でその事業計画における給水人口が三万人をこえないもの
- 二 上水道の事業以外の水道事業でその事業計画における一日の最大給水量が六千立方メートルをこえないもの

（書類の経由庁）

第三十九条 第五条（事業経営の届出及び特許）第六条（事業の休止、廃止及び譲渡）第八条第一項（届出又は特許の申請）又は第九条（事業計画変更の届出及び許可）の規定による特許又は許可の申請並びに都道府県及び都道府県の組合以外の者がこれらの規定に基いてする主務大臣に対する届出は、水道事業者の所在地の都道府県知事を経由してしなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する特許若しくは許可の申請書又は届出書を受理したときは、受理の日から遅くとも二十日以内に意見を付して主務大臣へ進達しなければならない。

#### 第六章 罰則

（刑罰）

第四十条 第二十六条第二項（水源保護地域内における制限行為）の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第二項（事業経営の特許）の規定に違反した者
- 二 第九条第一項（事業計画変更の届出及び許可）の規定に違反して許可を受けなかつた者

三 第三十五条第一項（水道事業者に対する工事の停止命令）の規定に基く命令に違反した者

第四十二条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項（水道事業の休止又は廃止の許可）の規定に違反した者

二 第二十八条第一項（専用上水道の届出）の規定に違反した者

三 第三十五条第二項（専用上水道の設置者に対する工事の停止命令）又は第三項（水道事業者及び専用上水道の設置者に対する水道施設の使用禁止命令）の規定に基く命令に違反した者

第四十三条 第四条（責任技術者による技術管理）の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十四条（給水義務）の規定に違反した者

二 第十六条第一項（供給規程の遵守義務）の規定に違反した者

三 第十九条第一項から第三項まで（水質検査義務及びその結果に基く措置義務）の規定（第三十一条において準用する場合を含む。）に違反した者

四 第二十条（衛生上の措置義務）の規定（第三十一条において準用する場合を含む。）に違反した者

五 第二十一条第一項（健康診断）の規定に違反した者

六 第二十二条第二項（水質検査に応ずる義務及びその結果に基く措置義務）の規定に違反した者

七 第三十二条（水の需給調整）の規定に基く命令に違反した者

第四十五条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条（表示義務）の規定に違反した者

二 第二十四条第三項（給水装置工事者の制限）の規定に基く条例の規定に違反した者（行政罰）

第四十六条 第十五条第三項（地方公共団体以外の水道事業者の供給規程の認可）の規定に違反した者（法人であるときはその代表者）は、五万円以下の過料に処する。

第四十七条 左の各号の一に該当する者（法人であるときはその代表者）は、一万円以下の過料に処する。

一 第十五条第五項（供給規程の公表）の規定に違反した者

二 第十六条第三項（給水制限及び給水停止の周知）の規定に違反した者

三 第十九条第四項（水質検査記録の記載及び保存）の規定による記載をせず若しくは虚偽の記載をし、又は保存をしなかつた者

四 第二十一条第二項（健康診断記録の記載及び保存）の規定による記載をせず若しくは虚偽の記載をし、又は保存をしなかつた者

五 第三十七条（報告及び立入検査）の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（両罰規定）

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第四十条から第四十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

（国又は地方公共団体に対する罰則の適用方法）

第四十九条 地方公共団体が水道事業者である場合又は国若しくは地方公共団体が専用上水道の設置者である場合において、これらの者について第四十一条第三号、第四十二条第二号若しくは第三号、第四十三条から第四十五条まで又は第四十七条の違反があつたときは、その管理の責任を有する者に対して、第四十一条第三号、第四十二条第二号若しくは第三号、第四十三条から第四十五条まで又は第四十七条に規定する刑又は過料を科する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。但し、第四条（責任技術者による技術管理）の規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（水道条例の廃止）

2 水道条例（明治二十三年法律第九号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（旧法による認可及び許可の効力）

3 旧法により水道の布設の認可又は許可を受けた者は、それぞれ第五条第一項（事業経営の届出）の規定による届出をし、若しくは同条第二項（事業経営の特許）の規定による特許を受け、又は第十三条（使用開始前の検査及び使用の許可）の規定による検査及び使用の許可を受けたものとみなし、又、その者が現に有する供給規程は、第十五条第一項（供給規程の設定義務）及び第三項（供給規程の認可）の規定により設定し、又は認可を受けたものとみなす。

（旧法による認可申請及び許可申請の取扱）

4 この法律施行の際、現に旧法に基いて提出されている水道布設の認可申請又は許可申請でまだこれに対する処分のされていないものは、この法律施行の日に第五条（事業経営の届出及び特許）又は第九条（事業計画変更の届出及び許可）の規定により提出された届出又は特許若しくは許可の申請とみなす。

5 前項の規定によりみなされた届出又は特許若しくは許可の申請で主務大臣に提出され

ているもののうち、第三十八条（主務大臣の権限の特例）の規定により都道府県知事の権限に属する事項に係るものについては、主務大臣は、この法律施行の日から起算して十日以内に、その申請書を都道府県知事へ送達しなければならない。この場合においては、第八条第二項（水道事業における工事着手の制限）、第九条第二項（事業計画変更の場合の工事着手の制限）又は第二十八条第二項（専用上水道における工事着手の制限）に規定する期間は、この法律施行の日から起算して十日を経過した日から起算するものとする。

（水道事業経営の経過措置）

- 6 この法律施行の際、現に水道事業を営んでいる者で第三項に規定する者以外のものは、この法律施行の日から六十日以内に事業内容及び水道施設の構造を明らかにする書類並びに供給規程を添えて主務大臣（第三十八条の規定に該当するものについては都道府県知事）に届け出なければならない。

（専用上水道の届出期間）

- 7 この法律施行の際、現に専用上水道を設置している者は、この法律施行の日から六箇月以内に水道施設の構造並びに給水対象、給水量、水源及び浄水方法を明らかにする書類を添えて都道府県知事に届け出なければならない。

（給水の継続）

- 8 前二項に規定する者は、同項の届出をするまでの間、第五条（事業経営の届出及び特許）又は第二十八条（専用上水道の届出）の規定にかかわらず引き続き給水を行うことができる。同項の届出をした者について、その届出がされた以後においても同様とする。

（改良命令）

- 9 主務大臣又は都道府県知事は、第六項又は第七項の規定による届出のあつた上水道が第十八条（水質基準）に規定する水質基準に適合する水を供給するに適しないと認めるときは、届出を受理した日から五十日以内に、当該水道施設の改良を命ずることができる。

（施設の使用禁止）

- 10 主務大臣又は都道府県知事は、前項の命令に従わない水道事業者又は専用上水道の設置者に対してその施設の使用の禁止を命ずることができる。

（罰則）

- 11 前項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 12 第四十八条（両罰規定）及び第四十九条（国又は地方公共団体に対する罰則の適用方法）の規定は、前項の場合に準用する。

（責任技術者の資格の特例）

- 13 この法律施行の際、現に水道の業務に従事している者で水道に関して六年以上の実務の経験を有するものは、主務大臣の認定する講習を終了したときは、第四条（責任技術

者による技術管理)に規定する資格にかかわらず、責任技術者として都道府県知事の認定を受けることができる。

- 14 前項の規定による責任技術者としての認定は、この法律施行の日から四年間を限りその効力を有し、その認定に関しては第四条第四項(認定の地域的効力)の規定を準用する。

(責任技術者の兼任)

- 15 都道府県知事は、当分の間、原水の質並びに水道施設の規模及び構造に照して支障がないと認めるときは、水道事業者又は専用上水道の設置者の申請により、その者に対し、他の上水道につき設置されている責任技術者をその水道についての責任技術者として兼任させることによつて第四条(責任技術者による技術管理)の規定による義務を免かれさせることができる。但し、一の責任技術者をして三以上の上水道の責任技術者の地位を兼任させることはできない。

(消防用施設関係法規の経過的適用除外)

- 16 この法律施行前に水道事業者が設置した消火栓その他消防に必要な水利施設の設置及びこの法律施行の時までに生じたその管理の費用については、第十七条第一項(消防用水利施設の費用の補償)の規定は適用しない。

(土地収用法の一部改正)

- 17 土地収用法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十八号中「水道条例(明治二十三年法律第九号)による水道」を「水道法(昭和 年法律第 号)による水道事業」に改める。

(消防法の一部改正)

- 18 消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「但し、水道については」を「但し、水道事業に属する水道については」に改める。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

- 19 土地調整委員会設置法(昭和三十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「鉱業又は採石業と一般公益又は農業」を「鉱業若しくは採石業と水道事業又はこれらの事業と一般公益若しくは農業」に改め、同条に次の一号を加える。

四 水道法(昭和 年法律第 号)第二十五条の規定による指定及び解除、水源保護地域内における制限に係る許可並びに同法第二十七条第三項の規定による裁定に対する異議の裁定に関すること。

第四条中「第十六号」を「第十七号」とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 水道法第二十五条の規定による指定及び解除、水源保護地域内における制限行為に係る許可及び同法第二十七条第三項の規定による裁定に対する異議を裁定すること。

第二十五条第二項中「森林法第百九十一条第三項」を「森林法第百九十一条第三項又は水道法第三十四条」に改める。

## 理 由

水道の布設手続及び水道事業経営の適正化を図る外、水道事業の保護に関する措置を講ずることによつて、水道の普及とその健全な発達を促す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。